

第7回札幌市都市計画審議会

(平成13年度第2回)

議 事 録

平成13年7月12日(木)

ホテルニューオータニ札幌4階「朝日ホール」

札幌市企画調整局

もくじ

1 . 開 会.....	1
2 . 議事録署名人の指名.....	2
3 . 議 事.....	2
川北地区.....	2
里塚緑ヶ丘北地区	6
新川新琴似地区	9
東部地域関連.....	19
丘珠空港緑地・栄南緑地.....	24
4 . その他	30
第7回札幌市都市計画審議会出席者	1

第7回（平成13年度第2回）札幌市都市計画審議会

- 1 日 時 平成13年7月12日（木）午後1時30分から午後3時36分
- 2 場 所 ホテルニューオータニ札幌4階「朝日ホール」
- 3 出席者 委 員：辻井達一会長はじめ19名（巻末参照）

札幌市：企画調整局計画部長
企画調整局プロジェクト推進担当部長
環境局緑化推進部長
都市局市街地整備部長ほか

- 4 付議案件
- 議案第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更（川北地区，里塚緑ヶ丘北地区，新川新琴似地区）
- 議案第2号 札幌圏都市計画高度地区の変更（新川新琴似地区）
- 議案第3号 札幌圏都市計画公園の変更（近隣公園1，街区公園4）
【里塚緑ヶ丘公園，里塚緑ヶ丘かたらい公園，里塚緑ヶ丘さわやか公園，里塚緑ヶ丘すこやか公園，川北ライラック公園】
- 議案第4号 札幌圏都市計画緑地の変更（東部緑地，丘珠空港緑地，栄南緑地）
- 議案第5号 札幌圏都市計画地区計画の決定（川北地区）
- 議案第6号 札幌圏都市計画地区計画の変更（里塚緑ヶ丘北地区）
- 議案第7号 用途地域の指定のない区域内の建築物に関する容積率，建ぺい率，道路斜線及び隣地斜線の制限を定めることについて（新川新琴似地区）
* 特定行政庁からの諮問案件

1. 開 会

事務局（都市計画課長） 定刻となりました。

本日は、お忙しいところを出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいま、委員24名のうち、18名の方が出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより第7回札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、審議会の事務局を担当しております都市計画課長の宮浦でございます。よろしくお願いいたします。

着席させていただきます。

まず初めに、傍聴の方にお願いがございます。

本日の審議会より、新たに傍聴要領が適用されることになりましたので、記者席を含む傍聴席の方々には、席の方にお配りしております傍聴要領の概要にお目通しいたさき、円滑な会議の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

次に、委員の委嘱についてのご報告でございます。

この7月の人事異動により、北海道開発局開発監理部次長が中村興一様から百瀬治様にかわられましたことから、委員の委嘱をお願いしたことをご報告いたします。

なお、本日は、開発局、北海道、北海道警察におかれましては代理出席をお願いしてございます。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

まず、各委員の席には、本日の会議次第を資料1とした3枚物の資料がございます。それから、議案の説明順についての説明を行っております案件グループ分け及び座席表というものが各1枚配付してございます。

議案書につきましては、事前に送付させていただきましたが、第1号から第7号まででございます。この議案書につきましては、前回の審議会より委員の皆様事前に送付させていただいたものを、当日、会場にお持ちいただくことについてご協力をいただいております。省資源化など環境への配慮のために、今後ともご協力をお願い申し上げます。

次に、連絡事項でございます。

金子委員、小林好宏委員、佐々木委員、谷本委員、成田委員につきましては、本日所用により欠席という連絡が入っております。また、道家委員からは、遅参する旨の連絡が入っております。

なお、議案に関する部局としまして、本日は、企画調整局の計画部、同企画部、環境局緑化推進部、都市局市街地整備部、同開発事業部、同建築指導部からそれぞれ関係職員が来ております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

辻井会長 皆さん、こんにちは。第7回目、平成13年度としましては第2回目の審議

会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事録署名人の指名

辻井会長 まず、今回、きょうの議事録署名人を指名させていただきますが、曾野委員と永井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

辻井会長 それでは、本日の議案審議に早速入りたいと思いますが、先ほど傍聴要領のことを説明がございましたけれども、写真撮影は以後ご遠慮いただきたいと思います。

審議の進め方でございますけれども、今回も関連する案件をまとめて説明してもらうという形で進めたいと思います。

早速ですが、議案第1号及び第3号の一部並びに第5号の川北地区についてご説明をお願いいたします。

川北地区

企画調整局計画部計画調整担当課長 計画部都市計画課計画調整担当課長の斉藤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま会長の方からお話がありましたが、前回の事前説明におきましても、案件がふくそうするため、関連するグループごとで説明いたしました。今回の審議案件につきましても同様に、基本的には地区ごとで説明していきたいと思っております。

お手元にお配りしております案件グループ分けの資料がございます。説明の順番についてですが、最初に の(1)川北地区の用途地域の変更、公園の変更のうち川北ライラック公園、地区計画の決定について説明をし、ご審議をいただき、次に の(2)里塚緑ヶ丘北地区、 の(3)新川新琴似地区について順に説明し、それぞれご審議をいただいた後、一度ここで採決をいただきたいと思っております。同様に、 の(1)、 の(2)というように進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではまず、川北地区についてご説明いたします。

当地区は、昨年度市街化区域に編入されておりますが、その際に暫定的な用途地域等の指定を行った地区であります。今回の手続は、当地区で現在進められている土地区画整理事業において地区内の土地利用が確定することから、これを機に、この土地利用計画に合わせて用途地域の変更を行い、また、新たに地区計画を定めるものでございます。

川北地区の位置等について簡単にご説明いたします。

スクリーンをごらんください。

当地区は、本市の中心部から東方約7kmに位置しております。位置図を少し詳細な形で右側のスクリーンに示しておりますが、周辺状況といたしましては、JR函館本線、JR平和駅、JR白石駅があり、計画地は、この白石駅から直線距離で約2km離れた位置にございます。主要な道路としては、札幌新道、道央自動車道があり、JR函館本線にほぼ平行して厚別通、北13条・北郷通が整備されております。また、東側には、北白石川が改修済みとなっております。これに隣接して、白石区の総合公園である川下公園が整備されております。

それでは、資料の説明に入りたいと思います。

まず、お手持ちの議案第1号 用途地域の変更の5ページでございます。スクリーンにもありますとおり、赤い太枠の部分が今回変更する区域でございます。

昨年、市街化区域に編入したときには、右側のスクリーンのとおり、開発区域全体を暫定的に第一種低層住居専用地域を指定していたものですが、今回、このうち東側の道路沿いの街区部分について、基本的には、これまでの第一種低層住居専用地域と同様、低層の戸建て住宅を主体としながらも、周辺住民の生活利便施設として小規模な単独店舗の立地も可能な第二種低層住居専用地域に変更するものでございます。

なお、第二種低層住居専用地域についても、これまで指定されていた第一種低層住居専用地域と同様に、建築物の高さの限度を10m、外壁の後退距離の限度を1mの制限につきましてはそのまま残ることになります。

次に、公園の変更についてご説明いたします。

お手持ちの議案第3号の1ページ目をごらんください。

中段の表において、一番下にある街区公園2・2・936号川北ライラック公園についてですが、土地区画整理事業により確保され、都市計画公園に追加するものでございます。

スクリーンに示しておりますが、事業区域内のほぼ中央に位置して、面積は約0.27ha、施設内容としては植栽・遊具等を予定しております。

以上が、議案第3号 札幌圏都市計画公園の変更の一部、川北ライラック公園の追加についてでございます。

次に、地区計画についてご説明いたします。

資料は、議案第5号 川北地区の地区計画の決定でございます。

まず、議案第5号の1ページ目の地区計画の方針でございますが、地区の名称としては川北地区地区計画、位置については札幌市白石区川北の一部、また、区域の面積については左のスクリーンの計画図で示してある太線で囲まれた部分の8.7haとなっております。

地区計画の目標としましては、緑豊かで潤いのある良好な市街地の形成を図ることとし、土地利用の方針においては、当地区を左側のスクリーンで示してある計画図のとおり、低層戸建て住宅地区、低層一般住宅A地区、低層一般住宅B地区の三つに再区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図ることとしております。

続きまして、2ページ目、地区整備計画の内容でございますが、簡略化したものを右側

のスクリーンに示しております。

整備計画の面積は、地区計画の区域面積 8.7ha から、先ほどご説明しました街区公園の面積を除いた 8.5ha となっております。

まず、建築物の用途の制限でございますが、低層戸建て住宅地区にあっては、主に専用住宅の立地を図るほか、店舗兼用住宅、診療所等についても建てられる内容となっております。他の 2 地区については、用途の制限を地区計画としては特段設けておりませんので、各用途地域で制限される範囲内の建築物が建てられることとなります。残る制限項目については、3 地区とも同様の制限となっており、敷地面積は良好な住環境の形成に必要な最低限の面積として 180 平米以上、壁面の位置は敷地の道路に面する部分の植栽による緑化を図られるよう道路から 1.5m 以上、垣・さくの構造としては、開放的なまち並みとなるよう、また防犯上にも考慮いたしまして、塀の高さは 1.2m 以下と定めております。

以上が、今回の地区計画において定める内容となっております。

これで、川北地区の用途地域の変更、都市計画公園の追加、地区計画の決定についての説明を終わらせていただきますけれども、これらの内容につきましては、6月14日から6月28日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。いずれの案に対しても意見書等の提出はございませんでした。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

辻井会長 ありがとうございます。

川北地区関連の議案につきまして一括説明がございましたが、ご質問、ご意見を承りたいと思います。

よろしゅうございますか。

岡田委員、どうぞ。

岡田委員 ここで申し上げるのが適当かどうかはわかりませんが、こういう地区計画をしたときに、最近、私が思うことは、札幌市がごみの分別収集をしてくださっているおかげで、それは大変いいことですが、1週間に4日もごみが歩道に積んであるのです。これでは、歩くのにも、それから景観の上からいってもとてもよくないので、このような計画を立てるときに、初めからごみの集積場所というのを考えていただきたいと思えます。

これに反対ではございません。けれども、ぜひそのことをお願いしたいと思えます。

辻井会長 ありがとうございます。

岡田委員がご指摘の件は、まさにここの部分だけの問題ではなくて、どこでもこれから考えなければいけない重要な問題ではないかと私も思います。

これは、事務局の方でひとつお考えおきいただきたいと思えます。

どうぞ。

企画調整局計画部計画調整担当課長 たしか以前も同じようなお言葉がありまして、原局の方といろいろと確認してまいりました。それで、ちょっと読み上げます。

現在、市内には約2万9,000カ所のごみステーションがございます。その設置・管理に関して言いますと、日常的にいろいろな問題点があつて、結構、課題を抱えているという実態があります。例えば、ごみステーションの場所ですね。マンション等は別なのですが、ごみステーションの場所が何十年も同じ位置にあるだとか、あるいは、町内会で勝手に位置を決めているだとか、また、移転したいのだけれども、近所がなかなか納得してくれないだとか、いろいろな苦情がたくさん寄せられているそうです。

そういった意味からすると、収集作業場の課題も結構あるようで、ただ、こんな問題点がありますけれども、計画的なまちづくりの当初からそういった用地が確保されるとすればこういった問題が多少解決されるというふうには考えますし、清掃事業の推進に当たっては非常に喜ばしいということではあるのかなというような考えらしいです。

ただし、今回のような新規開発地においては、住民が不在の状況のままでその位置を決めてしまうことの問題、あるいは、自主的な管理に対する住民の合意形成が図られていない段階でそういうことを決めることは非常に難しいのかな、後々に問題を残していくのかなということもあつて、今のところ、当初からこの場所にごみステーションを置くべきだというようなはっきりとした結論を出すのはなかなか難しいということのようでございます。

岡田委員 私は、人が住む前に、初めの計画の段階でごみステーションを決めていただく方がよろしいのではないかと思います。そうすると、ここはごみステーションになるのだなということが初めからわかるわけです。そういうところには人が住みたがらないとか、あるいは、そういう土地を買わないとかいう心配が考えられると思いますが、もうそれを理解して、初めから、ごみステーションになるところはちょっと土地が広いとか何かプラスアルファをつけておけば、そこはそう思つて住むようになると思います。

私は、人が住む前に決定するということがいいのではないかと考えて、本日申し上げさせていただいたわけです。

辻井会長 ありがとうございます。

私もそう思います。人が住んでから住民の合意をとというのは、余りにも遅くなるというか、いつになるかわからないことですから、これはやはり、例えば都市計画公園が含まれているとすれば、そういったところをうまく使うというふうなことを考えなければならないのではないのでしょうか。十分研究していただく余地のある問題だと。住民がいらないから初めから決められないというのは、ちょっといかがなものかと私も思います。

企画調整局計画部計画調整担当課長 了解いたしました。

私も、だめだというのではなく、検討すべきだと思っておりますので、その辺につきましては、以前からの問題もありますから、原局の方にはお伝えしておきたいと思えます。

辻井会長 ぜひご検討ください。

それでは、ほかに何かご意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは 議決は後ほど一括していたしますので、次に進みたいと思えます。

議案第1号の一部と、第6号の里塚緑ヶ丘北地区について、説明をお願いします。

里塚緑ヶ丘北地区

企画調整局計画部計画調整担当課長 それでは、里塚緑ヶ丘北地区についてご説明いたします。

当地区は、本市中心部から南東へ約1.2kmに位置しております。位置図を少し詳細な形で右側のスクリーンに示しておりますが、周辺状況としましては、地下鉄東西線大谷地駅、JR函館本線上野幌駅などがあり、計画地は地下鉄大谷地駅から直線距離で約3.5km離れた位置にあります。主要な道路としては、都市計画道路札幌新道、道央自動車道、大曲通などが整備されております。

それでは、内容の説明に入らせていただきたいと思います。

お手持ちの議案第1号 用途地域の変更の6ページに記載しておりますが、スクリーンにもありますとおり、赤い太枠の部分が今回変更する区域でございます。

当地区は、現在、暫定的な形で第一種低層住居専用地域が指定されておりますが、開発が完了する区域のうち、比較的広い幅員を有する都市計画道路大曲通と、青葉・平岡通の道路沿いの街区について、基本的には、これまでの第一種低層住居専用地域と同様、低層の戸建て住宅を主体としながらも、周辺住民の生活利便施設として小規模な単独店舗も立地可能な第二種低層住居専用地域に変更するものでございます。

なお、用途地域の指定内容に基づく建築物の形態制限として、先ほどの川北地区と同様に、建築物の高さの限度を10m、外壁の後退距離の限度1mについてはそのまま残ることになります。

次に、議案第6号 里塚緑ヶ丘北地区の地区計画の変更についてご説明いたします。

スクリーンの計画図をごらんください。

今回の地区計画の変更は、平成9年8月に都市計画決定をした里塚緑ヶ丘北地区について、開発事業の進捗に伴い、赤い太枠の部分を拡大するものでございます。

議案第6号の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、地区計画の方針についてですが、拡大部分を含むことにより、位置は札幌市清田区里塚緑ヶ丘1丁目及び2丁目の一部となり、面積は3.2ha増の11.6haと変更しております。地区整備計画についてですが、拡大部分については、低層専用住宅地区と低層一般住宅A地区の二つの地区に区分し、すでに決定した地区計画の地区の区分と同様の考え方としております。このことにより、整備計画の区域面積は、後ほどご説明いたします街区公園等を除く2.8ha増の10.8haに変更しております。

次に、制限の具体的内容について説明いたします。

簡略化したものを表にいたしましたので、スクリーンをごらんください。

まず、建築物の用途の制限でございますが、低層専用住宅地区にあつては、閑静で落ちつきのある住宅市街地を目指して、主に戸建て専用住宅の立地を図るほか、学習塾等の兼用住宅が建てられる内容となっております。低層一般住宅A地区にあつては、住宅のほか、小規模な専用店舗等が立地できる内容となっております。

なお、両地区ともに、敷地面積、壁面の位置及び垣・さくの構造については、先ほどご説明いたしました川北地区の地区計画の制限内容と同じものとなっております。また、建築物の高さは、低層専用住宅地区にあつては、日照や眺望の確保及び整然とした家並みの形成を図るため9m以下、建築物等の形態または意匠の制限は、低層専用住宅地区にあつては、閑静なまち並みにふさわしい景観の形成が図られるよう、自己用広告物及び看板類について大きさ等の制限を定めております。

なお、公園についても、都市計画公園の追加が予定されておりますが、東部地域内における一体の公園及び緑地として、一括して議案第3号、第4号の中でご説明したいと思っております。

以上が里塚緑ヶ丘北地区の内容でございます。

これで、里塚緑ヶ丘北地区の用途地域の変更、地区計画の変更についての説明を終わらせていただきますけれども、これらの内容につきましては、6月14日から28日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。いずれの案に対しても意見書等の提出はございませんでした。

なお、前回の事前説明の際、道家委員から、里塚緑ヶ丘北地区周辺の自然環境に関する情報を提供してほしいとのご要望がありましたので、ご説明いたします。

自然環境に関するデータについては、調べてみましたが、平成12年度に周辺で自然環境調査を実施しております。この調査は、未整備となっていた札幌新道等の都市計画道路の事業化に関連して、計画ルート上の現状樹林地を対象に生息する動植物の調査を行ったものであります。

調査結果の概要では、コナラ、ミズナラなどの植物を基本として、エゾサンショウウオなどの生物も生息しているとのこととあります。この調査対象地区については、東部地域開発基本計画において、緑豊かな住宅地とすることを開発のコンセプトとしているところであります。東部地域の開発は、現在施行中の部分を含めると、計画策定区域全体の8

5%程度が完成されており、当初から目指してきたまち並みの大部分が形成される状況にありますことから、今後の未開発区域の開発に当たっては、現在の東部地域開発の考え方を基本的に踏襲しながら、骨格的な道路等の整備や土地利用を指導・誘導していくこととなります。

しかしながら、今回の調査地区周辺については、当分の間、開発の具体化が見込まれないというふうに聞いており、自然環境調査の評価を含め、当地区の開発のあり方について、今後、関係部局間及び地権者などとの協議を行っていくこととなりますので、その中で取り扱いについては整理されていくものと考えております。

以上で終わりますが、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

辻井会長 どうもありがとうございました。

里塚緑ヶ丘北地区関連の議案を説明してもらいました。

これにつきましてご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

道家委員、どうぞ。

道家委員 私がお願いした自然環境についてのことですけれども、今伺っていて、このあたりは昔は全部林だったと。もちろんそうなのですが、昭和40年ですから大分前ですけれども、その中に線を引いて、その当時としては、かなり環境に配慮した新しい計画だったと聞いています。ただ、先ほどのところみたいに住民がまだ住んでいないという話もありましたが、今はたくさんの方が住んでいて、そのころ計画された方たちの環境とかまちづくりに対する感覚と、今住んでいる住民の感覚が果たしてどこまで一緒なのか。それから、今みたいに開発の予定がまだないところを、調査の結果とか評価とか、地権者に対しての指導というふうにして、よりよい方向を見つけるのですが、そのときに基準となるものについて、ぜひ住民と一緒に考えていくということには大きく期待をしたいと思っています。

辻井会長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、採決は川北地区同様に後ほど一括して行いますので、次に進ませていただきます。

議案第1号の一部及び第2号並びに特定行政庁から諮問案件となります第7号の新川新琴似地区についてご説明をお願いします。

新川新琴似地区

企画調整局計画部計画調整担当課長 それでは、新川新琴似地区についてご説明いたします。

本件は、市街化調整区域において残されている用途地域等について、これを取り消す内容の案件でございます。

まず、当地区の位置等についてですが、スクリーンをごらんください。

当地区は、都心部より北西約7kmに位置しております。住所で申しますと新琴似1条12丁目、13丁目及び新川698の1番地などにまたがる区域となっております。

地区の現況であります。幹線道路として西野・屯田通、新琴似2条通が、都市計画決定の上、整備されており、両方ともバス路線になっており、主に地下鉄南北線北24条駅及び東西線発寒南駅などに接続しております。地区面積は約9.4haで、現在、牧草地となっております。既存の住宅市街地がこの地区を取り囲む状態となっております。

次に、当地区の都市計画の経緯についてご説明いたします。

スクリーンには現在の都市計画の状況を示しておりますが、当地区は、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きの当初決定が行われた際には市街化区域に指定された地区でございます。

しかし、その後、昭和60年の第2回線引き見直し時に、地権者より営農を継続する旨の申し出があったことから、検討の結果、計画的な市街地整備の見込みがないものと判断して、市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きが行われたいきさつがございます。その際、それまでの一般的な取り扱いとしては、指定済みの用途地域については、逆線引きの措置に合わせて同時にこれを取り消すこととされておりましたが、折しも、その3年前に、このことに関連して建設省の方から市街化調整区域の編入、いわゆる逆線引きに際しては、土地利用の規制の観点から当該編入に係る区域に指定されている用途地域の取り消しを行わないことができるとの内容の通達が出されていたところでございます。そこで、この趣旨を踏まえ、本ケースについては、例えば畜舎など、市街化調整区域でも建築可能な施設の立地などによる周辺住環境への悪影響を未然に防止する観点から、国及び北海道とも協議の結果、用途地域を残す取り扱いとし、以後、現在まで用途地域が残されているものであります。

さて、これまでの審議会でご説明しましたように、市街化調整区域における5ha以上の開発行為については、現在は、保留区域以外でも開発審査基準に合致していれば開発許可が可能となっております。当地区においては、このたび、地権者から今後営農を継続しないとして、この制度手続による開発行為の計画が提示されているところでございます。

このように、これまでの状況が変わって、開発に向けた土地利用に転じる方向の中で、今回の案件であります用途地域をどのように取り扱うかについてご説明します。

先ほども触れましたように、当地区の現在の用途地域は周辺住環境への悪影響を防止するという目的で残した用途地域でありますから、開発の具体化により、初期の目的・役割

は終えることとなりますので、このたび、まず用途地域を取り消して本来的な市街化調整区域に戻すこととしております。

今回、用途地域の取り消しを行う区域についてＯＨＰでご説明いたしますと、左スクリーンの赤い太枠の部分になりますが、第一種低層住居専用地域 7.2 ha、第一種住居地域 1.9 ha、準住居地域 1.4 ha、合わせて全体で 10.5 ha が指定されているものを取り消し、その結果は右のスクリーンのようになるものでございます。

次に、開発計画でございますが、現在詰めの段階になっておりますけれども、その内容をご説明いたします。

スクリーンをごらんください。

まず、計画人口ですが、約 500 人を予定しております。戸数は約 220 戸程度と考えています。

土地利用計画については、オレンジ色で示している西野・屯田通沿いの街区が沿道系の土地利用を、黄色で示している新琴似 2 条通沿いの街区が住宅と沿道系施設が共存する土地利用を、そして、緑色で示している部分は戸建て住宅としての土地利用を想定しております。

次に、道路計画ですが、区域内の中心的な生活道路となる住区計画道路については、濃い灰色で示しております位置に 12 m の幅員で配置し、既存の都市計画道路及び住区計画道路と接続させ、地区内外の円滑な通行機能を確保するものでございます。

なお、新川高校北側の部分につきましては、開発区域の内側 6 m のほか、区域外 6 m も合わせて、12 m の住区計画道路を開発者が整備する予定となっております。

また、公園については、西野・屯田通の東側及び西側の区域にそれぞれ約 0.14 ha のものを確保する予定となっております。

以上、ご説明しましたことについて、今後の予定も含めて当地区に関する都市計画の流れとして要約しましたので、スクリーンをごらんください。

まず、上の部分に示しておりますように、現在、当地区は市街化調整区域でございます。しかしながら、先ほどご説明しました経緯のとおり、用途地域が残されておりますが、開発の具体化により目的は失いますので、この用途地域を今回の説明でお示ししているように取り消すものでございます。これにより、矢印の先にありますように、当地区は用途地域の指定のない通常の市街化調整区域の状態になります。

今後の流れは、大きな四角の枠に示しておりますように、現在開発者と協議中の土地利用計画が最終的に固まった後、所定の手続きを経て、地区計画等の決定を行う考えでございます。その際には、当該案について審議会にお諮りする予定でございます。現在の状況ですが、開発者と庁内及び庁外の関係部局との間で開発許可に向けた協議が進んでおり、これと平行して、地区計画についても原案の内容を詰めている最中でございます。

次に、議案第 2 号の高度地区の変更についてご説明いたします。

今回の変更内容は、ただいまご説明しましたように、当地区部分の用途地域を取り消す

こととなりますので、あわせて、既に指定されていた高度地区についても、その指定を取り消すことになるものでございます。

スクリーンをごらんください。

第一種低層住居専用地域及びそれに南接している準住居地域に指定していた高度地区についてですが、図のとおり7.8haを取り消すものでございます。

以上が新川新琴似地区の用途地域の変更及び高度地区の変更でございます。

最後に、まとめて用途地域の変更についてご説明したいと思います。

議案第1号の4ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号の4ページの新旧対照表の面積欄の一番右側についてです。その一番右側の欄で、第一種低層住居専用地域については川北地区、里塚緑ヶ丘北地区、新川新琴似地区で合計約11haが減少し、第二種低層住居専用地域が約3ha増加しております。また、新川新琴似地区として、第一種住居地域が約2haと、準住居地域約1haがそれぞれ減少となっております。

なお、これらの内容につきましては、6月14日から2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。が、いずれの案に対しても意見書等の提出はございませんでした。

次に、議案第7号の内容についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、建築基準法の規定に基づき、用途地域の指定のない区域内の建築物に関する容積率、建ぺい率、道路斜線及び隣地斜線の制限を定めることについて、建築確認を行う特定行政庁である札幌市が諮問するものでございます。

さきに、議案第1号において、用途地域の指定のない区域への変更、いわゆる白地区域への変更についてご説明いたしましたが、このような白地区域において、建築物の容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線の各制限については、これまでは建築基準法で指定内容が一律に定められていたところでございます。

ところが、昨年建築基準法の改正がありまして、施行日であります平成13年、本年度の5月18日以降は、特定行政庁である札幌市が、この制限に関して、土地利用の状況等を考慮し、複数の指定メニューの中から選択を行い、都市計画審議会の議を経て定めることが必要になったものでございます。

スクリーンで4種類の各制限内容を簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、一つ目に、建築基準法52条第1項第6号において規定されております容積率の制限でございますが、改正前では10分の40と定められていたものが、法改正後においては、表の中段にありますように、10分の5から10分の40まで6種類の中から選択するものでございます。

次に、二つ目の法53条第1項第4号において規定されております建ぺい率の制限ですが、改正前では10分の7と定められていたものが、改正後においては、同様に表の中段、10分の3から10分の7まで5種類の中から選択するものでございます。

三つ目の法56条第1項第1号に基づく別表第3(に)欄の第5号、ちょっとややこし

いのですが、これに規定されております道路斜線に関する内容ですけれども、改正前では道路斜線制限において乗じる数値が1.5と定められていたものが、改正後においては、1.25または1.5のうちから選択するものであります。

四つ目の法56条第1項第2号の二において規定されております隣地斜線に関する内容ですが、改正前では隣地斜線制限において乗じる数値が2.5と定められていたものが、改正後においては、1.25または2.5のうちから選択するものでございます。

以上が各制限数値の内容ですが、この建築基準法の改正では、法施行時点における既存の白地地区については、3年以内にこれらの制限について定めるよう経過措置が設けられているため、現在、白地区域全体の形態制限の指定へ向けて各種調査等の作業を進めており、3年以内には都市計画審議会へお諮りして指定する予定でございます。

一方、新川新琴似地区のように、法施行後、新たに白地区域になる場合には、用途地域の廃止と同時にこれを定める必要がございます。現時点では、既存の白地区域全体について制限を指定することについてはまだ時間がかかることから、新川新琴似地区については、白地区域全体の方針の見通しが立つまで、当面は現在の白地区域と同様な形態制限を定めようとするものでございます。

議案第7号の2ページをごらんください。

議案第7号の2ページに、制限に関する数値を定める内容を示しております。(1)には容積率制限の数値として10分の40、(2)には建ぺい率制限の数値として10分の7、(3)には道路斜線制限において乗じる数値として1.5、(4)には隣地斜線制限において乗じる数値として2.5としており、既存の白地区域と同様の制限を行うこととなります。

なお、今回のこの措置は、あくまでも建築基準法における取り扱いでございます。

都市計画といたしましては、新川新琴似地区について、用途地域の廃止に伴い、先ほどもご説明いたしましたが、開発計画の最終的な確定に合わせて、今後、地区計画等により良好な市街地として建築物を誘導してまいりたいと考えております。

これで、新川新琴似地区についての説明を終わらせていただきたいと思います。

ご審議のほどをよろしく願います。

辻井会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の説明の新川新琴似地区関連の議案につきましてご質問、ご意見を承りたいと思います。

どうぞ、伊与部委員。

伊与部委員 前回の審議会でも私はこの件について質問をしましたが、いずれにしましても、ここは、極めて特徴的なといえますか、変質的な内容を持った地域です。例えば、暫定的に20年間も市街化区域の中にある市街化調整区域と、しかも、それが農地

である、こういう極めて異例の暫定的な措置をしている土地です。

私も調べてみました。今現在、これはまだ農地でございます。農業委員会にもまだ農地転用の申請が出されていない。農地転用について農業委員会にかけられていない。それなのに、現在、この審議会では、もう既に、農地でも市街化区域にして500戸の住宅が建設されるというような具体的な説明が課長からございました。

そこで、私は質問をしたいのですが、一つは、農業委員会と開発行為の手続と、どういう整合性を持った手続、手順をこれからしていくのか、これがまず第一です。

それから、先ほど斉藤課長が説明した中で、500戸の戸建て住宅を計画中で、こういうふうに言われておりましたけれども、大型店の設置等はあるのか、ないのか。計画的にもそれを聞いているかどうか。これを二つ目に聞きたい。

三つ目には、札幌市内の中で、市街化区域の中に農地がどのくらいあるのか。その農地が、本当に大根とかキャベツとか、それからハウレンソウだとか、そういう耕作をしている面積がどのくらいあるのか。未利用地がどのくらいあるのか。それを把握しているのか、していないか。税負担はどうなっているのか。宅地並みの税負担をしているのか、農地並みの税負担をしているのか。国とか道からは、そういう市街化区域の中にある農地に対する税負担の行為についてどのような指導がなされているのか。あったのか、ないのか。それが三つ目です。

四つ目は、これは参考までに聞きたいのですけれども、今日まで、都市計画審議会でも話があったどうかはわかりませんが、区画整理事業が行われていますね。何十億もかけて区画整理事業を行い、区画整理が終わった後でもまだ農地になっているところがあるというふうに私は聞いている。そうすると、何十億もかけて区画整理して宅地になった、しかし、中身は農地だ。税金は農地並みだ……。

辻井会長 できるだけ簡潔にお願いしたいのです。この場合は都市計画審議会で、市議会ではございません。

伊与部委員 そういうところがあるというふうに聞いているけれども、行政の方でどういう把握をしているのか。この四つを聞きたい。

辻井会長 それでは、お答えできる範囲でどうぞ。

企画調整局計画部計画調整担当課長 たくさん出されましたが、最初に農転の関係の方でもって、当該地については、市街化調整区域の農地でありますので、開発に当たっては農地転用の許可が必要となることはおっしゃるとおりです。

農地の面積が現在約8.4haで、4haを超えていることから、農林水産大臣の許可が必要となります。市街化区域に囲まれている状況ということではあります、集団性の高い

農地ではないというふうと考えられることから、そして、農林水産省との事前相談の際には特に指摘事項がなかったということでもありますので、農転許可に当たっては多分問題はないものと想定されております。

また、農地転用の許可の時期につきましては、開発許可との整合を図って、同時に許可されることとなります。

それから、大型店という問題ですけれども、今のところでは沿道型の店舗ということで聞いておりますが、具体的に何平米のどんな店舗ということは、まだちょっと詰めの段階といえますか、協議の段階で、今は具体的なものとはなっておりません。

また、先ほどの戸建て住宅の予定は、500戸ではなくして、220戸の予定でございます。

辻井会長 500という数字は、人数であって、人口です。

企画調整局計画部都市景観担当課長 三つ目の質問の市街化区域の農地の面積関係のお話ですけれども、実は、都市計画の基礎調査ということで5年に一度やっているのですが、本日はちょっと手元に数字を持っていないものですから、後日、数字を調べた上でお答えをしたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

辻井会長 そういうことでよろしゅうございますか。数字については、後ほどお届けするという事です。

企画調整局計画部長 計画部長の千葉です。

市街化区域内の農地、それから未利用地の数字についてでございますが、5年に一度、都市計画の基礎調査というものをやっておりますして、その中で5年に一度の時点での数値は押さえております。きょうは手持ちがございませんので、それについては後ほどご説明いたします。

それから、税負担の問題のことでちょっとご質問がありました。

何年前かちょっと忘れましたが、3大都市圏の市街化区域内農地については宅地並み課税をすると、法律上、そう制定されてきて宅地並み課税がされております。それ以外の都市については、農地は市街化区域内の農地として取り扱われています。ですから、宅地並み課税ではないということでございます。札幌市も現状はそうだと思います。

それから、区画整理で道路、下水道等を整備した後、まだ農地として残っているのではないか、おかしいのではないかとございましてけれども、開発行爲については、確かに道路等の開発行爲が終わればすべて宅地として課税されます。ただし、区画整理事業については、従前農地であったものが、その後も引き続き農地として利用されるものについては農地扱いとされております。これは、区画整理法、その他の関係法令でそういう

ことになっているということでございます。

以上でございます。

辻井会長 よろしいですか。

伊与部委員 会長，今答弁があったように，例えば最後の千葉部長からの答弁ですけれども，これは，都市計画の中で区画整理事業をやって何十億も使う。そうして宅地にして，宅地にしたけれども，農地並みの税金しか取っていない。しかも，これは限定年数があるのですか。今みたいに暫定的と言ったって20年も暫定的にずっとやってきている。区画整理は終わったけれども，20年も30年も農地並みの税金しか取らない。これは，市民の税金を多額に費やして整理はした，下水も水道もみんな入っている，道路も入っている，冬になったらちゃんと除雪もする，そういうところで農地並みの税金しか払わないということは，私はどうしても納得できないのです。

それが，今の千葉部長の話で言うと，法的に区画整理法でもってそういうふうになっているからしょうがないのだというような答弁ですけれども，悪いものはやはり改正した方がいいと思うのですが，それを改正するような運動というか，働きかけを今までしたことがあるのかどうか。これを一つ。

それから，斉藤課長，220戸でもって500人というのは，1軒に2人か3人という程度ですから，これはわかりますけれども，先ほど言った大型店の設置について非常に意味深い答弁をしています。これは，そういう予定があるということですか。それをまず一つ聞きたい。

この二つをちょっと聞きたい。

それから，だれですか。課長のとなりに座っているのは，部長ですか，課長ですか。答弁があったけれども，国，道からの指導について，市街化区域の中の農地に対して宅地並みの税金をかけるというふうに具体的に通達がなされているのですか，いないのですか。これを聞きたい。

企画調整局計画部計画調整担当課長 大型店の問題ですが，先ほどちょっと言いましたけれども，まだ協議をしておりますして，具体的にどんな大型店だというものはまだ示されておらずで，沿道系の店舗等が出てくる予定とは聞いております。

ただ，もう少し進んだ段階では，規模等についてもわかることになると思います。ご了解をお願いします。

企画調整局計画部長 残りの2点についてでございますけれども，区画整理事業等の終わった後の市街化区域内農地について宅地並み課税とするように国等に要望した経緯があるかと。具体的に要望している経緯があるかどうかはちょっとわかりませんが，過去に，

会計検査院の方から、そういう基盤整備を終えた部分であれば、やはり宅地として利用増進するよという指摘を受けたということは聞いております。法改正等の要望については、今の私どもの方ではちょっと把握をしておりませんので、それも調べて後でお答えしたいと思います。

それから、市街化区域内の農地について宅地並み課税とするように国等からの通達等があるかということでございますけれども、それもあわせて調べて後でお答えしたいと思います。

辻井会長 どうぞ、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。

伊与部委員 今答弁がありましたように、もう何を聞いても後から後からということでございますから、次回までに明確な数字を先ほど二つ答弁できなかった。今も答弁できない。おのおのの数字を具体的な資料として出していただきたいことを個人的に要望して、終わります。

辻井会長 それでは、ほかにご意見がございましたらお願いします。
どうぞ。

小林(英)委員 都市計画法の改正の後で調整区域をどういうふうに扱うかというのは、それぞれの自治体がきちんと考えなさいということなので、そういうことの最初かというふうに理解しております。

ただ、途中で行政手続の話がございましたが、ああいう手続でこれから札幌市が市街化調整区域を扱っていくというふうに理解していいのですか。それが一つです。

それから、建ぺい率、容積率のご説明がありましたけれども、70、400という数値がもしここで生きていくと、周辺と随分違う密度になりますね。そのバランスというものをどういうふうに判断されているのか。

その二つを教えてください。

辻井会長 それでは、よろしく申し上げます。

企画調整局計画部計画調整担当課長 手続の関係で、例えば用途地域を消すときに、分権になりましたのでどの程度かということで、今後、白地区域の先ほどもご説明したことも含めまして、調整区域の容積率、建ぺい率については今後考えていくということで、今データを収集して作業を進めております。用途地域を消す行為の国、道との関係では、今まで認可あるいは承認という行為について、用途地域に関しては国の認可なのですが、それを今までは道がやっておりましたけれども、札幌市が単独で国の同意を経て決められ

るというふうに内容に手続的にはなってございます。

それから、建ぺい率、容積率のアナウンスということです。現況では70,400というのが調整区域、白区域の実態ですが、このままでいいのかということでもって、今データ整理等を行って、もしこの数値を変える場合には、調整区域にお住まいの方などにどうというふうに、あるいは、どのようなアナウンスをしていくかも含めて、今後考えていきたいというふうに思っております。

小林（英）委員 お尋ねしたのは、逆線引きをするというのはいいのですけれども、要するに、結論から言うと、調整区域を、開発行為でこういうような水準といたしますか、許化基準で開発を認めていくというのが基本的な姿勢なのかということが一つです。

それから、白地部分は一般論として今まで開発を認めてこなかったもので、何らかの特殊な判断でするときに70,400というのはあったのですけれども、今は具体的な場所を想定して考えているわけですから、その場合、周辺はマキシマムが200ですね。そのとき、当面70,400というものをやるというご判断がどこから出てくるのかというのがわからないということです。

企画調整局計画部計画調整担当課長 後段の方で、70,400にすると。今、実際は60,200あるいは40,60という用途地域がありまして、それで定まっておりますが、これを見た感じでは70,400にするわけです。

今、白区域全体の容積率、建ぺい率を検討しておりまして、3年以内には何らかの数値を示します。ただ、その数値を示すまでの間、この区域については、とりあえず現況の調整区域と同じように容積率、建ぺい率を指定します。ただし、この区域の実際の容積率、建ぺい率なり形態制限等につきましては、地区計画等で詳細に制限していく。ですから、実態としては、70,400よりも、40,60だとか、あるいは60,200だとか、実際はそういうふうな制限にはなりません。

事務局（都市計画課長） 前段のことにつきましては、私の方からお答えさせていただきます。

まず、一般的に、調整区域におきましてこういうような開発を認めるかどうかというお話ですが、必ずしも一般論でそういう対応をしていくという考えではございません。あくまで、個別のこの地区における状況を見た上での判断ということでございます。

その際の考え方ですが、開発許可に際しましては、都市計画法の34条の10号のイという条文を使っての開発の許可になりますが、当該都市計画区域の計画的な市街化を図る上に支障がないとする開発という個別の判断、さらには、この規模が5haから10haの間におさまっていますので、政令の規模、要件で付加される条件、すなわち、周辺の市街地に著しく寄与するような開発というような部分、こういうような条文に当てはまるかどうか

かの検討をしているところでございます。その上で、当該地の過去の経緯、線引き等の取り扱いの経緯ですとか、あるいは開発計画の内容を踏まえた際に、この地区におきましては個別的にこういう対応になるだろうということで、今回、対応を図るという考えでございます。

一般論として、すべて認めていくということではございません。

従前、小林（英）委員から、山口の調整区域の開発許可の際にもお話がありましたが、今後、その線引き制度をどうするのかと。その辺の考え方につきましては、鋭意、整理をしていく必要があるというふうに考えております。

辻井会長 ほかのご意見がございましたならば、どうぞ。

よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

辻井会長 それでは、ここで一たん採決ということにしたいと思えます。

議案第1号、第2号、第5号、第6号、第7号について、順次、採決をしていきたいと思えます。

まず、議案第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更について賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

辻井会長 ありがとうございます。

全員賛成と認めますので、本案につきまして、当審議会として同意することといたします。

次に、議案第2号でございます。札幌圏都市計画高度地区の変更について賛成の方は、これも挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

辻井会長 ありがとうございます。

賛成多数ということで、認めさせていただきます。本案につきまして、当審議会として同意することといたします。

次に、議案第5号でございますが、札幌圏都市計画地区計画の決定について、これは川北地区になります。賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

辻井会長 ありがとうございます。

皆さんがご賛成ということで、本案につきましても、当審議会として同意することといたします。

次に、議案第6号 札幌圏都市計画地区計画の変更でございますが、これは里塚緑ヶ丘北地区になります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

辻井会長 ありがとうございます。

本案につきましても、全員賛成ということで、当審議会として同意することといたします。

次に、議案第7号、これは特定行政庁からの諮問でございます。用途地域の指定のない区域内の建築物に関する容積率、建ぺい率、道路斜線及び隣地斜線の制限を定めることについてご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

辻井会長 ありがとうございます。

全員賛成と認めます。

本案につきましても、当審議会として同意することといたします。

それでは、以上で採決を終わります。

次に、議案第3号の残りの部分及び第4号の一部の東部地域関連についての説明をお願いいたします。

東部地域関連

環境局緑化推進部長 緑化推進部長の清水でございます。

今回ご審議いただきますのは、議案第3号 札幌圏都市計画公園の変更と議案第4号 札幌圏都市計画緑地の変更でございます。

公園の変更は、里塚緑ヶ丘公園のほか、街区公園4カ所の追加と、そして、緑地の変更は東部緑地の変更と丘珠空港緑地、栄南緑地の追加であり、いずれも札幌市決定となっております。

なお、第3号案件のうち、川北ライラック公園の追加につきましては、先ほどご説明いたしました川北地区の用途地域の変更及び都市計画地区計画の決定と同時に手続を進めるものでございます。

第3号案件 里塚緑ヶ丘公園及び街区公園3カ所の追加と、第4号案件のうち東部緑地の変更につきましては、ともに関連しておりますので、あわせてご説明いたします。

清田区里塚緑ヶ丘は、都心から南東約1.2kmに位置しております。当該地周辺は、札幌市東部地域開発基本計画に基づいた大規模な住宅地開発が進んでおり、自然との調和を図りました良好な環境のまちづくりが行われております。

今回、都市計画を定めようとする区域は、先ほど用途地域の変更及び地区計画の変更でご説明いたしました里塚緑ヶ丘北地区に一部重複するOHPの青色の線で囲んだ区域であり、区域内に配置されている近隣公園3・3・142号里塚緑ヶ丘公園と街区公園3カ所を追加いたします。また、当該区域には、今回変更を行う31号東部緑地の拡張区域が接しております。開発行為の進捗に合わせまして、公園の追加と東部緑地の拡張を行うものであります。

里塚緑ヶ丘公園は、札幌市住区整備基本計画に位置づけられている面積約2.3haの近

隣公園であります。当公園の整備計画といたしましては、近隣利用者のための多目的広場等を予定しておりますが、詳細につきましては、今後、地元の方のご意見を伺いながら進めてまいります。

街区公園につきましては、公園の利用上の利便性や利用範囲を考慮した上で配慮し、2・2・933号里塚緑ヶ丘かたらい公園、2・2・934号里塚緑ヶ丘さわやか公園、935号の緑ヶ丘すこやか公園の3カ所を都市計画公園としております。これらの街区公園は、本市と協議の上、開発者により施行される予定になっております。

以上が東部地域開発計画関連の公園の概要でございますが、引き続き、東部緑地の拡張についてご説明申し上げます。

東部緑地は、北広島市との市境界にある大曲川に隣接しており、札幌市東部地域開発基本計画における緑地でありますとともに、環状グリーンベルト構想の拠点緑地に位置づけられております。北は国道274号線のわきの上野幌緑保全地区から、南は道央自動車道付近の三里塚緑地保全地区に至る延長3km、面積約40haという大規模な緑地構想でございます。大曲通以北の33.7haについては、平成7年に計画決定しており、既存樹林を保全するとともに、パークゴルフ場や休養施設等を整備し、昨年、事業が完了しております。

このたびの変更は、残る構想区域の半分に当たる大曲通から南の約7.9haを拡張するもので、全体面積は約23.7haから約31.6haとなります。構想全域の拡張を目指しましたが、一部地権者の理解が十分に得られていないことから、高圧線を目安に分割して段階的に拡張するものであります。残る区域につきましては、地権者の理解が得られ次第、再度、拡張の手続きをとりたいと考えております。

今回の変更では、町名変更に合わせて位置表示の変更も行います。計画地にはミズナラ、コナラ林を主体とする豊かな樹林地が広がり、環境保全及び広域的な緑のネットワークとして大変貴重な場所です。整備につきましては、現況樹林地の保全を主眼として、自然観察や環境教育の場となるような内容を予定しております。

以上が東部地域開発計画関連の概要でございます。

なお、6月14日から28日まで、都市計画公園変更案の縦覧を行いました。意見は特になしでした。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

辻井会長 どうもありがとうございました。

東部地域関連の議案につきましてのご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

特になしでしょうか。

ちょっと私から、もしわかればなのですが、これは北広島との境になりますね。北広島側の状況というのはわからないのですか。つまり、緑地というか、ずっとつながっているのか、向こうは、つまり北広島側ではそちらの境界から先をどう使うのか。そんな

ことはおわかりにならないですか。隣のまちだからわからないということになりますか。樹林がつながっているかどうかということです。

環境局緑化推進部公園計画課長 それでは、私の方からご説明させていただきます。

札幌市と北広島市との境には、大曲川という川が流れております。それで、まず、北広島市側の土地利用の関係でございますが、北広島市の方では平成13年3月に総合計画の策定をしております、この中で示されている今後10年間の土地利用構想では、東部緑地の対岸は市街化調整区域に位置づけられております。

それから、大曲川沿いの緑地につきましては、平成15年策定予定の都市マスタープラン、あるいは北広島市の緑の基本計画の中で検討されるというふうに伺っております。

辻井会長 どうもありがとうございました。

要するに、北広島側も含めて樹林が残されるというふうに考えてよろしいのですね。

道家委員が何かお手をお挙げになったようですが、何か。

道家委員 ごめんなさい。ちょっと出しゃばりだったかもしれない。

ここの場所は、ちょうど私たちが子供たちなんかと自然観察をしたり、とても注目している緑の環境のまさにその場所なのです。北広島の方も、この地図でいくと、新しくたくさんできた住宅地の人たちは北広島の緑を見ながら暮らしています。そして、このまま残ったらいいのねと。市民は境界線なんか余りはっきりわかっていませんから、同じように保全されることをとても望んでいるのです。向こう側は、確かに緑色ですが、北広島にもいろいろ計画なんかもある。この川を含めて、せっかくなので、札幌市と北広島が同じ円卓で会議をしてここを守っていくとか、そんなようなことも、市民から考えると、やれば非常にすぐできそうな気がするのですが、なかなかそういう手だてはないようです。

言いたかったのは、この写真が出ればまさにわかったのですが、今のところ、両方が合わさればとても素敵ないい環境が残るのではないかと思っている場所です。

辻井会長 ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

どうぞ、永井委員。

永井委員 今回の東部のことではなくて、里塚緑ヶ丘の公園のことをお聞きしたいと思います。

この図面によると、真ん中の部分が、丘陵というか、何というのですか、真っ平らなところではなくて、沢地なのか、これはちょっと高くなっているのでしょうか、そういうふうになっているように見受けられます。公園の図面からすると、真ん中に平らなところを

つくるというふうになっていますので、そうしますと、かなり自然の地形に反してつくり出していくと思うのです。

まず、赤い印が鉄塔だと思うのですが、要するに、土地というのは高い低いがあると必ず水の流れというのがあって、水の流れというのは、人が平らにしても 札幌市で時々起きた 下水道を改良したりして、その後、洪水というのは起きていませんけれども、水というのは絶対に昔からの水みちに従って流れるのですよ。

もし、向かって左側の地図で見たでこぼこがあるとすると、そこには、またそれなりの行って見てないからわかりませんが、よさというか、生えている植生とか、いろいろなものでよさがあったりして、余りにも右側の図面は 本当に、あったらまたそれなりにそこは楽しい広場になるのだろうなど。テニスコートもあるようですし、そう思いつつも、真っ平らなところにするよりも、そういう画一的な、俗に言う近代的な公園でなく、地形を生かした公園にした方が、おもしろくて豊かな 豊かなの意味もいろいろですけども、豊かな公園になるかと思っています。

地形図が示す傾斜というか、高い低いがありそうなところの部分はどういうことでああいうふうに平らにするのか。それでも、右側の図面では傾斜もつけているように見受けませんが、すごい大土木工事になるのではなかろうかと思えます。その詳しいことというか、地形を生かした形の方が意味の豊かさを実感できるのか、それとも、高圧線に人が近づかないためにこういうふうな図面を引いたのか、先ほどからいろいろ考えていたのですが、ご説明いただければと思います。

辻井会長 確かに、この図面を見ますと、一番高いところの67.5を中心にして、やや真ん中が膨らんでいる地形のように見えますが、これはどちらに伺ったらよろしいですか。公園サイドでしょうか。

環境局緑化推進部公園計画課長 今、委員の方でご指摘があったのは、現況図の図面を見てのことだと思います。

この現況図につきましては、現在、開発者が事業中といたしますか、工事中の現況ということでございます。最終的には、ほかの宅地と同じように、平たんにならされて公園の用地として札幌市が引き継ぎを受けるということであります。

それから、水関係でいきますと、周辺の道路の下水で雨水関係はすべて受けます。そういうような状況でございます。

辻井会長 いや、ご質問は、むしろ地形を生かした方がおもしろいのではないかというようなご趣旨だったと思います。平らにするばかりが能ではないだろうと、簡単に申しますとそういうことではないかと思えます。

環境局緑化推進部公園計画課長 現況の地形を生かした公園づくりということでのご質問でございますが、実は、周辺の道路の地盤高などで決めて、下水とかそういう利便施設も入る予定でございます。そういう中で、一部の樹林地につきましては現況のまま保全されるというふうに伺っておりますが、その他の区域につきましては、平たんに施工されて市に帰属されるというような状況でございます。

辻井会長 そういう計画だそうです。

永井委員 テニスコートは平らでなければ困りますけれども、もう業者が入って、土をひっくり返し、山は削りというふうにやっているのかもしれない。もう手おくれなのかどうかはちょっとわかりませんが、散策路というのは、でこぼこがあると でこぼこと言っても一足ごとのでこぼこではなくて、全体の地形上に山あり谷ありというほどの面積ではないですけれども、そういうふうにあった方が、子供たちも このごろの子供とか青年まで含めて、私たちが想像つなかい人種になっているのですね。というのは、余りにも人工的なところで育った結果、ぬかるみも知らず、土が露出しているところは滑って転ぶかもしれないということも知らず、価値がというか、すごくおかしな人工的な人間ができ上がっています。

ですから、これは大きい公園でもあり、ある意味では小さな公園ですが、やはり、山あり坂あり、いろいろなところを駆けめぐったり、高齢者はゆっくり散策したりする方が直線の道路が引かれていますけれども、それよりも角度が変わるごとに見る景色の様相も違うという方が何か楽しいのではないかというふうに思います。

ただ、もう既に破壊されて平らになっているのかもしれないのですが、これからいろいろな公園をつくるときに、人工的に曲線を描いている道路をつくっているものを今までにも拝見しました。けれども、余りに人工公園風ではない方が、いろいろな発見があって、子供の情操教育というか、それにはいいのではないかと思います。

辻井会長 ありがとうございます。

要するに、まだ土地をいじっている最中だということだと、ここに示されている図面も、最終的にこういうことをつくるのだという図面ではないだろうと私も解釈します。ですから、今のご意見の起伏を生かしてということも含めてご検討いただくとよろしいのではないだろうかというふうに考えます。

環境局緑化推進部公園計画課長 わかりました。

辻井会長 それでは、ほかに。
どうぞ。

西田委員 東部地域開発のところの説明で、一部地権者の方の理解が得られないという説明がありましたけれども、何か特にご意見とか問題があったのでしょうか。

それから、公園をつくるときに、自然を生かして子供たちが楽しくということももちろん大事なのですが、少子高齢化のことがありますので、お年寄りの方がご家族と一緒に散策できるような方向について、もちろんそういうことを踏まえて計画をされていると思うのですが、車いすでの通行を容易にするとか、何かそういうようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。教えていただきたいのです。

辻井会長 二つございますが、これはいかがでしょうか。

地権者の同意が一部得られないというのはどういうことだったか。

環境局緑化推進部公園計画課長 ただいまのご質問ですけれども、地権者の同意が得られていないところにつきましては、交渉を行いまして、札幌市の緑地構想についてぜひ協力をしてほしいということで何回かお願いに上がったところでございます。当然ながら、土地所有者にしてみれば、それでは、札幌市の緑地ということであれば一体幾らで買っただけなのかといういわゆる価格交渉のところまで踏み込んでおりまして、実はその辺でまだお互いがすり合っていないといえますか、同意をいただいているものですから、今回はとりあえずその区域を外した中で拡張をさせていただいたということでございます。

辻井会長 身障者対応の件はどうですか。

環境局緑化推進部公園計画課長 東部緑地の身障者対策、いわゆるバリアフリーの関係だと思えますけれども、現在、いろいろなところでバリアフリー化を進めておりますので、こちらの東部緑地につきましても、いわゆる散策路といえますか、そういうような園路の整備につきましては反映をさせていきたいというふうに考えております。

辻井会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、採決は後ほど一括して行いますので、次に進ませていただきます。議案第4号の残りの緑地関連について、どうぞご説明をお願いします。

丘珠空港緑地・栄南緑地

環境局緑化推進部長 続きまして、議案第4号 札幌圏都市計画緑地の変更のうち、46号丘珠空港緑地と47号栄南緑地についてご説明いたします。

まず、丘珠空港緑地の追加についてでございます。

本緑地は、都心から北東に約6km、丘珠空港の南東側に隣接する市街化調整区域に位置しております。空港拡張区域と準用河川伏籠川に挟まれた区域で、その間を都市計画道路苗穂・丘珠通が通っております。計画面積は27.1haで、区域の大半は農地となっております。

なお、空港拡張に伴い、準用河川丘珠5号川の切りかえが予定されておりますが、この河川予定地約2.4haにつきましても、一体となって緑地空間を形成する趣旨から、計画区域に含めております。

丘珠空港は、現在就航しておりますYS11型機が更新の時期に来ていることから、新たなプロペラ機による定期路線の存続を図るために、滑走路を南東の方向に100m延長することになりました。平成12年度から、既に国による空港拡張事業が始まっております。一方、空港の南側と西側はすぐ近くまで住宅街に変わってきており、今後も、丘珠空港が地域と共存し、本市の空の玄関としての役割を果たしていくためには、空港と調和したまちづくりの推進が求められております。

こうした状況の中、平成9年に地域住民や市民団体の代表及び学識経験者から成る丘珠空港周辺のまちづくり懇談会が設置され、丘珠周辺地域の環境整備やまちづくりのあり方の提言として取りまとめました。そして、翌平成10年度には、その実現に向け、丘珠空港周辺まちづくり構想が策定され、本緑地もこの中で重点課題と位置づけられております。

左側のスクリーンをごらんください。

これは、空港周辺の土地利用状況とまちづくり構想における丘珠空港緑地の全体計画を示しております。黒い線が市街化区域の境界線でございます。赤い塗りつぶしの部分は、自衛隊駐屯地、空港ターミナルビルなどの空港関連施設の区域になります。その右側の濃い青色の線で囲まれたところは、空港拡張区域を示しております。また、空港周辺では、薄い緑に塗りつぶしている区域は、主な公共緑地等を示しております。このうち、百合が原公園とつどいむは整備済みで、多くの市民に利用されております。

そして、画面右側の赤い線で囲まれた部分は、今回都市計画決定をする丘珠空港緑地の区域でございます。また、画面で空港の上側と左側の緑の点線で囲んでいる部分がございますが、これは将来の拡張構想区域を示しております。この二つを合わせた区域が丘珠空港緑地の全体像ですが、将来この構想が実現しますと、空港を囲む大きな緑地空間が形成されることとなります。

なお、空港の緑地側につきましては、図面に水色の線で示しておりますとおり、河川整備や街路樹の植栽など、環境整備に取り組んでいるところでございます。

今回、丘珠空港緑地の全体構想の一部を都市計画決定するわけでございますが、これは、国の空港拡張事業と連携して事業化を図るためであります。空港拡張区域も当緑地も現況は農地であり、土地所有者が重複しております。営農の点から見まして、時期を調整して一連で用地取得を行うことが適切でありますので、空港南側の部分を先行して手続をする

ものでございます。

次に、区域の設定でございますが、右側のスクリーンをごらんください。

画面で黄色い波線がありますが、これは航路下の高さ制限を示すラインでございます。

下の断面図と合わせてごらんください。

断面図の左下から右上に向かう斜めの線がありますが、これが高さ制限のラインでございます。空港に近づくほど厳しく、離れるほど緩くなります。この制限が低層住居専用区域よりも厳しい10mを下回る区域を中心とし、緑地としての連担性を確保しながら、空港敷地を取り囲むように区域を設定しております。河川のような明確な地形・地物を目安とするとともに、土地所有状況も考慮に入れて確定したもので、地権者の同意も得ております。

次に、整備内容でございますが、左側のスクリーンをごらんください。

緑地の区域は大きく二つに分かれておりますが、空港寄りの区域は、丘珠5号川の予定区域を含めて面積が約22.5haでございます。このうち、滑走路に近い高さ制限が厳しい部分につきましては、現地盤よりも低く掘り込み、草地・湿地エリアとして多様な動植物の生育の場といたします。また、この場所につきましては、洪水対策のための雨水調整池としての機能を持たせます。さらに、この区域の外周部には築堤をつくります。植栽と相まって騒音の低減など、緩衝機能の向上を図るとともに、築堤の一部を、夏は展望スペースとして、冬はスキーやそり遊びの場所として利用できるようないたします。一方、苗穂・丘珠通の東側の区域約4.6haにつきましては、高さ制限が比較的緩くなりますことから、主に地域住民のレクリエーションの場と考えております。具体的にはパークゴルフ場や多目的広場等を想定しておりますが、今後、地域の意見を伺いながら施設の内容を固めてまいります。

以上が丘珠空港緑地の計画内容でございます。

最後に、47号栄南緑地についてご説明いたします。

栄南緑地は、都心から北東に約5.5km離れた東区内の地下鉄東豊線栄町駅より直線距離で約1kmの既成市街地に位置しております。周辺は住宅地で、栄南小学校に隣接しております。

本緑地は、OHPの赤色の区域で計画しており、面積は約1.2haでございます。樹木の苗圃としていたところであり、区域の半分以上は生育したヤチダモ、マツ類、プラタナスなどを主体とした樹林地となっております。まとまった樹林地が非常に少ない東区内において、地域のシンボルともなる樹木の活用を図り、景観上の核として当該地域の都市環境向上に資するものでございます。

整備計画につきましては、樹林地を保全するとともに、更地となっている部分には芝生広場や原っぱ等を設置し、環境教育の場を提供する予定にしております。詳細は、今後住民説明会を実施し、小学校や地元の方々のご意見を伺いながら進めてまいります。

なお、丘珠空港緑地及び栄南緑地につきましては、6月14日から28日まで都市計画

変更案の縦覧を行いました。意見は特にございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしく願います。

辻井会長 ありがとうございます。

今、二つの緑地関連の議案について説明がございました。

ご質問、ご意見をいただければと思います。

どうぞ。

和泉田委員 丘珠空港緑地について質問をさせていただきます。

ちょっとスクリーンを出していただきたいのですが、その次のもので、それですね。

このスクリーンの真ん中下と、それから右の方の横に駐車場が2カ所ございます。今回の計画では、この右側のところに駐車場が入っているわけですね。この二つの駐車場なのですけれども、これは利用対象者はどういう方を想定しているのか。例えば、今回の議案ですと、右下の地域になるのですが、これだけの小さなところに駐車場がこの程度必要なのかどうか。

それと関連して、真ん中の下にある駐車場はかなり広いのですけれども、これは、空港利用客ではなくて、この緑地を利用する人たちのための駐車場なのか、あるいは、これに隣接する地域住民を対象とする駐車場なのか、ちょっと定かではないのです。

今まで、公園にしる緑地計画にしる、駐車場がこんなに近くにあるというのはなく、今回が初めてではないかと思うのですが、この駐車場というのはどういう利用対象を考えておられるのか、質問したいと思います。

辻井会長 いかがですか。

環境局緑化推進部公園計画課長 駐車場の件でございますが、駐車場につきましては、まず画面の上側につきましては120台、それから、反対側の下側ですが、こちらにつきましては60台が駐車できるようなスペースを考えております。

そこで、例えば下側のところですが、こちらにはパークゴルフ場を整備する予定でございます。土地柄といいますか、調整区域のこの場所でのパークゴルフ場には、多分、東区内からかなりの方々が利用されに来るのではないかとということで、こちらの方に駐車場を整備しております。

それから、上側の方ですが、こちらも、それなりの広さの緑地空間ということで、いろいろ多目的に使われることを予想してございまして、いわゆる道路で分断されるそれぞれのエリアに駐車場を配置していこうということで現在は考えているところでございます。

辻井会長 これは、面積的に言うと、合計で27haくらいになるかと思いますが、27haというと、植物園のちょうど2倍ぐらいのスケールです。ですから、利用者がどういう形で どのようなものができるかによって利用者も違って来るかと思います。1台2人だとすると、120台で240人分ぐらいですから、公園面積に対してそんな大きなものではないというふうにも理解できます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

五十嵐委員 ただいまご説明がありましたのは公園の区域だけですが、丘珠空港拡張区域は、拡張されるまで、現状のまま、このままずっと農地で残されていくのですね。そういうことで、このあたりはどうなのでしょう。

辻井会長 拡張されるまでということですか。

五十嵐委員 恐らくそうでしょうけれども、現在は農地ですね。

辻井会長 現在は農地でございますね。

五十嵐委員 このまま残されても、予定どおり進んでいくといいわけですが、この辺でいじる人が出てくると面倒なことになるなという感じがしますけれども、このあたりはどうなのでしょう。

企画調整局プロジェクト推進担当部長 企画調整局プロジェクト推進担当部長の小島と申します。

丘珠空港本体の拡張区域がどうなるかということでございますか。

実は、既に昨年度から用地買収に入っております。今年度から工事に入る予定でございます。15年度末に拡張工事が、あるいは周辺のエプロンの工事とか、全体が完成する予定でございます。

五十嵐委員 それでは、土地も買っているわけですから、予定どおりちゃんと進むことになりそうですね。

辻井会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、小林（英）委員。

小林（英）委員 前回、私は欠席しましたが、そのときにも宮川委員あるいは辻井会長

の方からご発言があったと思います。丘珠の議論のときには、私も参加させていただいたのですが、東区全体の方の利用というのも当然そうですが、地元の方たちが、何と申しますか、冬に、ここに対してものすごくダメージを経験していらっしゃるわけです。苗穂・丘珠通、それからこっち側にある、何と申しましたか、その通りも、冬期間のことを十分ご検討なさっているとは思いますが、先ほどの図面ではどうかとも思いますので、改めて再度申し上げて、お願いをしたいというふうに思います。

辻井会長 ありがとうございます。

有名なと言っていいぐらいの地吹雪の激しいところで、時に交通途絶状態になったりするところですから、今の小林（英）委員のお話で、防風・防雪対策とでも言いますか、そういったことを含めた植栽計画、あるいは、それこそ地形をいじるというような場合でもそうだと思いますが、必要ではないだろうかというふうに私も考えます。

環境局緑化推進部公園計画課長 右の方のOHPを見ていただきたいのですが、苗穂・丘珠通 左側が空港でして、右側が道路側の方になります。

現在の計画では、空港と道路の間に4mほど盛り土をします。それから、植栽、いわゆる樹木も植えます。もちろん、10mのいわゆる飛行機の高さ制限があるものから、その辺に抵触しない形で、この区間と申しますか、この苗穂・丘珠通は冬期間はかなりの風雪がありますので、それに対応するような形でいろいろ整備をしていきたいというふうに考えております。

辻井会長 ほかにいかがでしょう。

よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

辻井会長 それでは、ほかになければ、ここで採決を行いたいと思います。

議案第3号 札幌圏都市計画公園の変更について賛成の方は挙手お願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

辻井会長 ありがとうございます。

全員賛成と認めます。

よって、本案につきまして、当審議会として同意することといたします。

続きまして、ただいまの件ですか、議案第4号 札幌圏都市計画緑地の変更について賛成の方はどうぞ挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

辻井会長 ありがとうございます。

これも全員賛成ということで、本案につきましても、当審議会として同意することと

たします。

ありがとうございました。

以上で、本日諮問されました都市計画関連議案の審議をすべて終了いたしました。

4. その他

辻井会長 次に、事務局からの説明が一つございますので、よろしくお願いします。

事務局（都市計画課長） ここで、もう少しお時間をいただきまして、前回審議会の議事録の取り扱いについてお諮りしたい件がございます。

ただいまから、資料をお配りしますので、少々お待ちください。

辻井会長 資料がお手元に行き渡りましたら始めますけれども、第6回審議会議事録の取り扱いの件でございます。

といいますのは、前回の審議会議事録については、既に委員の皆様には原本を配付させていただきましたけれども、その中で非公開部分を含むことをあわせてご連絡いたしました。きょうは、そのことにつきまして整理させていただきたいので、資料に基づいて、まず事務局から説明することといたします。

なお、これからのご発言につきましては、個人情報にかかわる問題については十分に配慮して発言していただきますように、あらかじめ皆様をお願いをしておきます。

それでは、事務局からどうぞお願いします。

事務局（都市計画課長） ただいま資料としまして、配付資料は「第6回審議会議事録の送付に当たって」とする2枚物の資料と、それから、配付資料としまして「第6回審議会議事録の抜粋」とするものをお配りしております。

このうち、まずの方でございますが、「第6回審議会議事録の送付に当たって」にあります三つの記書きにつきまして、確認の意味でご説明申し上げたいと思います。

まず、記の1とする部分でございますが、これにつきましては、文書公開請求に当たっては、市情報公開条例第7条の規定によりまして、個人情報とされる情報については非公開とすることとなっているものでございます。前回議事録の中でこれに該当する箇所が35ページから40ページであり、これは、配付資料2として抜き出したものを一緒にお配りしましたが、この部分にゴシック体で表示されているものがそれに該当するということでございます。

次に、2番目でございますが、この中での農地の取引についての言及の中で、一部事実誤認があるものとして削除表記される箇所がありました。議事録中では、36ページと4

0 ページに下部に波線がありますが、波線をした上で何文字削除とされている部分の内容でございます。

3 番目としましては、当審議会の議事録は、本庁舎の2階の市政情報センターに配架いたしまして従前から一般に公開しておりますが、この任意の公開に当たりましては、閲覧された際の印象に配慮しまして、審議の流れを把握することを損なわない範囲で、先ほど1と2でご説明しております削除箇所並びに個人情報の部分、前後の表記を括弧書きの中略として表示したいというふうに考えているということでございます。

具体例として、次のページをごらんいただきたいと思えます。

まず、左側のページにつきましては、いわゆる議事録本文の記載内容を多少強調して表示したものでございます。多少の強調といいましますのは、ゴシックで表記をしたり括弧をつけたりということでございますが、このうち、ゴシック体で若干太目に強調してある部分が個人情報と判断されるものでございます。具体的には、一番上の1行目の部分、何々さんはとか、あるいはその下の行の「持っている」という部分でございます。一方、この下の方に下部波線で「3文字削除」あるいは「2文字削除」というのがあります。具体には、「含めて」とか「まで」とかという言葉になりますが、ここにあるものが事実誤認として議事録から削除される取り扱いとなるものでございます。

なお、大きな両くり括弧が2カ所にありますが、これは、任意公開用の議事録におきましてはこの部分を中略表示することと考えている部分でございます。この左のページはそういうことでございます。

次に、同じ箇所を仮に文書公開請求により公開する場合はどうなるかということを示したものが、右側のページの上の半分でございます。表示されている内容は左と同じページになりますが、このうち墨塗りの部分は、個人情報として非公開となる部分についてはこのように整理されます。あるいは、中段のちょっと下になりますが、議事録削除部分の表示は横棒線の表示として整理されるということでございます。

なお、一番その右のページの下半分ですが、これを市政情報センターにおいて任意公開する場合ですけれども、このような形で墨塗りの表示というわけにはいきませんので、見た目の印象等に配慮いたしまして、左のページの括弧書きの部分をそのまま中略として2箇所表記させいただきたいということでございます。

以上をまとめますと、本日審議会にお諮りしたい意見としましては、仮に文書公開請求があった場合におきましては、この議事録の35ページから40ページの部分で、ゴシック表示している箇所を非公開とすることにつきまして、運営規約の第7条に基づく議決を得ることでございます。

なお、任意公開における中略表示 右隅の表示の仕方につきましては、議を経る必要はないのですが、このような考え方で対応することでどうかと考えているものでございます。

なお、配付資料の は、今回、そのようなことが対象となる部分を議事録本体から全文抜き出して整理しているものでございます。

簡単に概要をご説明いたします。

1枚めくっていただきますと、35ページという部分がございます。この中で、中段から下の部分に、両括弧くくりの部分と、それから、内側の文字がゴシック表示になる部分がありますが、この部分につきましては、ゴシック表示のものは個人情報として非公開という扱いになる、括弧部分は公開用においては中略として整理されるということでございます。

その次のページをごらんいただきます。

36ページは、先ほどの例示のページでございますが、そのような内容になるということでございます。

それから、37ページにおいては該当箇所はございません。

38ページでございますが、下の方に行きますと、いわゆる個人情報となる部分が一部ございます。

39ページの中段においても同様でございます。

それから、一番最後の40ページでございますが、これにつきましては、審議の後半で議事録の取り扱いのやりとりの部分があるものでございます。これにつきましては、事務的な内容でございますので、任意公開用のものからは中略表示ということで括弧の部分が多いのですが、この部分を中略として整理したいというふうに考えてございます。

なお、一部、一番上の括弧の中は、いわゆる削除部分といいますが、その部分がございますが、それらを含めまして中略として整理したいということでございます。

以上でございます。

辻井会長 そういう考え方ですけれども、このような取り扱いにつきましてご意見がございましたならば伺いたいと思います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、これはやはり採決をしなくてはならないものですから、まず、文書公開請求された場合に非公開とする箇所の取り扱いにつきましての採決ということでございます。

今説明がありました議事録の35ページから40ページのゴシック体表記部分を非公開扱いとすることで了解される方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

辻井会長 ありがとうございます。

それでは、全員賛成ということで、当審議会の議事録においては、このような箇所を非公開とすることといたします。

ありがとうございます。

これは、私からの個人的な意見でございますけれども、前回のような審議会でのわかり

やすい議論は議論として、私としては非常にありがたいと思っておりますが、公開の審議の場における一般的ルールとしましては、特に個人情報についてはかなり気をつけてご発言をいただきたいと思っております。と申しますのは、再々、こういう黒つぶしとか、あるいは後で訂正をしなければならないというのは、議事録公開の場合に余り格好のいいものではないと思っております。殊に、なぜここが削除されているかというようなことについては、かえって、またそれからの議論が始まってしまうという問題もございます。

そういうことで、個人情報につきましては、先ほども申しましたけれども、どうぞ意を用いてご発言をいただきたいというふうに思います。

今回の議事録について、事後的な整理となってしまったわけですが、公開の審議会では、個人情報に触れることになったら、その都度、会議中に取り扱いについていわば片づけてしまうことにいたしますと、こういった整理を後でしなくても済むというふうにも思います。どうぞ、審議会として積極的に公開している意義をご理解いただいて、できるだけ後の整理を必要としないような形で進めたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、もう一つ任意公開用議事録の取り扱いにつきましては、会長としての私と事務局で適宜整理することで今後とも対応していきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。これもお認めいただければと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

辻井会長 それでは、これで本日の議事につきましてはすべて終了いたしました。

事務局から何かございますか。

それでは、道家委員、どうぞ。

道家委員 うまくお話ができるかどうかちょっと自信がないのですが、私はこの審議会に市民という立場で来ていまして、先週のようなお話は、当然、個人の名前をといるところは問題に感じていましたけれども、私たち市民にすると非常にわかりやすい議論だったと思っております。初めは、審議会の位置づけもよくわからないまま、見たこともない場所に対しての審議に対して挙手したりする作業がよくわからなかったのです。ただ、実は、前回、今回と、私にとっては地図の中に自分の家が出てくるような場所が何度も出てきたのです。そのときに、何だか手を挙げるということにどうしていいのかすごく迷ってしまって、さらに、審議会の場で私のような市民委員がどういうふうにやっていったらいいのかということもちょっと考えてしまいました。

その背景としては、いろいろな問題 ごみの問題もそうですが、そういうものを出したときに、各部局でとか、それから、今後の考え方を整理していきますというようなお答えがとても多くて、それは何か見えないどこかへ問題を片づけてしまうようなイメージがとても強くありました。特に、積極的にその問題に関してこれからどうしていくというようなものも何も出てこないの、やはりこの辺については、市民委員としては審議会を手を

挙げるときに納得して手を挙げていないような気がちょっとしていたのですね。

これが背景で、実は、私なりに、提案まではちょっとできないかもしれないのですが、例えば、本当に今後新しい考え方で整備するとか、積極的に変えていくという言葉はよくもらうのです。ただ、それだけではなく、実際に先週も今週も具体的な問題点を抱えた事例が幾つか出てきたときに、そのことについては札幌市としてはこんな背景があってこんな問題を抱えている、新しい考え方で整備するためにこういうふうに進めていこうと思っているというような具体的な提案とか、それを考えてこんなふうに変えていこうと思うというような方向性がもうちょっと具体的に示してもらえたりしたならば、やりがいがあるかなというか 非常に難しいことを言っているのは私もよくわかっているつもりです。

しかし、パートナーシップでこれからいろいろなところで市民参加が起きてくるときに、市民もまだまだ未成熟ですが、ぜひそこは行政が新しく積極的に意思表示をしていっていただければ、そう、わからず屋ばかりではないと思うので、それでは私たちはここに協力しましょうというようなものが出せると思います。せっかく市民委員が参加したことですし、何かの疑問に対して整理されて論破できるようなものをつくっていただくとか、何か足がかりになってくれるものができたらいいのではないかと、感想も含めてですが、すみませんでした。

辻井会長 いいえ、ありがとうございます。

審議会としては、やはり、諮問に対して答申という形でというのが基本的な仕事になると思いますので、こういうふうにやりたいのだという市の提案のようなものについて、ここでどう審議するかということはちょっと難しいかもしれません。

ただし、今、道家委員のおっしゃった市民の意向は、後ほど整理してというふうな返事が多いということになるかもしれませんけれども、私としまして、それこそ各部局でも、ご発言の内容について、ただ聞いただけですということにはならないのではないだろうかというふうに確信しております。そういう意味で、ぜひ、どしどしご発言をいただきたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。

道家委員 審議会というのは審議をする場所だということはもちろんだんだんよくわかってきているのですが、何かその辺が投げっ放しという感じがしたので、ぜひ積極的な対応を期待したいということで、よろしくお願いします。

辻井会長 五十嵐委員、どうぞ。

五十嵐委員 それでは、今の件について私も意見を申し上げます。

今の道家委員がおっしゃったことはもっともだなと。しかし、本審議会は、そういった

ことについてまで審議するところではないということも、これまた委員長がおっしゃるとおりだと思うのです。

しかし、審議する上においては非常に参考になること、また参考にすべきことも多いわけですが、ただ、事務ご当局としては、この席で直ちにお答えできないことがかなりあって、それについては関係部局で考えるとか調整するとか、ここでいろいろご意見が出てきます。私どもは、今までは、そのままそうですかということで大体は終わっていましたが、もしできれば、これは可能だと思いますけれども、前回出たこれについては、以降はこんなぐあいに進んでいます、今の段階ではこうですと。これはできるものだけでいいのですが、そういうふうにご報告いただければ、なお、それ以降の審議の参考になると思うのですけれども、いかがでございますか。

このあたりができる限界かなと思って、今伺っておりました。

辻井会長 ごもつともだと思えますし、そういうことを期待したいと思います。
どうぞ。

伊与部委員 会長、前回の発言は、私も大変反省しております。

辻井会長 いえいえ、伊与部委員のご説明は、先ほど道家委員もおっしゃっていますけれども、我々には大変わかりやすくよかったのですが、議事録に載ることになりますと問題がございます。

伊与部委員 私は、反省しているのですけれども、前回は初めての審議会の出席だったものですから、もっと開かれた審議会だ、ざっくばらんに自分の個人情報でも何でもいいからばんばん言って、それがいいか悪いかを全部審議するのが審議会だと思ってばんばん言ったのです。しかし、それは個人情報として限界があると。ただ、個人情報の限界はどの基準で線引きして該当するかどうかということがわかりませんでした。実は、会長からも事務局からも事前に協議されまして、きょうも言葉を選んで慎重に発言したつもりですけれども、個人情報というのはここまでが限界だということは、やはりなかなか難しいのです。それをお話ししなければ背景がわからない、背景がわからないと認識の度合いが極めて薄くなる、共通の認識に立った審議会の結論が非常に出しにくくなります。賛成、賛成と、ただ手を挙げていけばいいのかと、そういうことになりかねないので、その辺は非常に難しいです。

けれども、やはり一つ一つ、個人の何々さんの何々がどうだとかこうだとかということになりますと、私的な情報だとか私的な損害というような、そういうことにまで行き着いたら大変なことになりますから、その辺はこれから十分注意して、反省をして発言をしたい、そう思っております。

辻井会長 よろしくお願いいたします。

ほかにご発言はございますか。

どうぞ。

企画調整局計画部長 ちょっと、すみません。

道家委員と五十嵐委員のご指摘はごもっともだと思っております。

私どもも、できるだけ関係部局の方に来ていただいて、その都度、ご説明できるような体制でありますけれども、時々はそういったこともございまして、今後につきましては、ご指摘があった部分について、次回以降でご説明できる部分は前向きに積極的に対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

辻井会長 ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、事務局からどうぞ。

事務局(都市計画課長) 本日は、熱心なご審議ありがとうございます。

次回の開催でございますが、9月13日の木曜日を予定しております。

以上をもちまして、本日の第7回都市計画審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

辻井会長 どうもありがとうございました。

以 上

第7回札幌市都市計画審議会出席者

委員（19名出席）

五十嵐 日出夫	北海学園大学工学部教授
池田 聰子	札幌医科大学医学部助教授
和泉田 正宏	市民
伊与部 敏雄	札幌市議会議員
逢坂 禎	北海道建設部長（五十嵐課長代理出席）
岡田 淳子	北海道東海大学国際文化学部教授
小林 英嗣	北海道大学大学院工学研究科教授
曾野 和明	帝塚山大学法政策学部教授
辻井 達一	北星学園大学社会福祉学部教授
常見 寿夫	札幌市議会議員
道家 暁子	市民
永井 信	元北海道生活福祉部長
中俣 進	北海道警察本部交通部長（斉藤課長代理出席）
西田 順子	市民
原口 伸一	札幌市議会議員
福土 勝	札幌市議会議員
宮川 潤	札幌市議会議員
宮本 吉人	札幌市議会議員
百瀬 治	北海道開発局開発監理部次長（西岡課長補佐代理出席）